

会報

福島町

社協

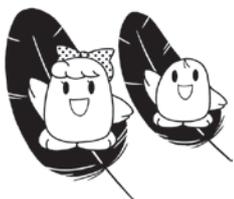


79号

令和5年10月1日



写真：老人クラブと福島小学校児童が花壇整備しましたよ



ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり

会報『社協』は「赤い羽根共同募金」の助成金で作成されています。

令和4年度事業の状況

地域福祉増進のため福島町社会福祉協議会は主に次のような事業を実施しました。

【福祉振興事業】

1. 福祉関係団体助成事業

福島町身体障害者福祉協会など町内福祉関係団体の自主活動への支援を行いました。

2. ボランティア育成事業

地域ボランティア団体の育成のため各種ボランティア研修会参加を支援及び団体の活動助成金の支援。

3. 地域助け合い除排雪事業

高齢者の生活を支援するため、町内会を単位として高齢者の見守りを通じて冬期間の生活の安全を図りました。

3町内会の除排雪の実施がありました。

4. 安心サポート電話事業

定期的に安否確認の電話を自動発信（令和5年3月末現在登録者10世帯）し、相談や体調不良等への緊急の対応は0件でした。

5. 地域サロン事業

新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。

6. 老人福祉事業

老人クラブ連合会事務局業務支援、敬老会記念品贈呈等

7. 広報事業

年3回会報「社協」発行により情報提供

8. 低所得者福祉事業

生活相談、生活福祉資金貸付等

【介護関連事業】

1. 訪問介護事業

ヘルパーの訪問による予防給付の生活支援（軽度者家事援助等）及び介護給付の生活支援及び身体介護

2. 訪問入浴介護事業

入浴車による重介護者の訪問入浴

3. 居宅介護支援事業

介護、生活相談、ケアプランの作成

4. 移送サービス

リフト車により、介護度が高い方や認知症が重く、一人では公共の交通機関を利用して病院受診できない方など送迎（有料）

【福島町委託の福祉事業】

1. 障がい者地域活動センター設置

障がいを持つ方の交流と社会参加の支援や創作活動の窓口設置

2. 特別支援学級介助員派遣事業

福島小・中学校に介助員を派遣し対象児童の学校生活の支援を行いました。

3. 安心生活創造事業

個別訪問による高齢者の実態調査と、情報の整理、支援台帳作成等の活動を継続しました。《対象者891名》

左の地域活動推進事業における除排雪事業と安心サポート電話事業、サポーター養成事業も基本的には安心生活創造事業と一体的な運用を行っています。

4. 福島町福祉センター管理事業

福祉センターの管理及び貸し館受付などを行いました。

令和4年度一般会計収支決算状況

【収入】

【支出】

単位：円

科目	決算額	説明	科目	決算額	説明
会費	1,216,000	一般会費 1,556世帯×500円=778,000円 賛助会費 87件438,000円	事務局費	8,416,771	職員人件費他の法人 運営経費
共同募金 助成金収入	833,000	広報活動等として共 同募金委員会より			
補助金	9,040,000	町からの法人運営補 助金	事業費	78,290	福祉団体、児童福祉、 ボランティア等の地 域福祉事業
受託料	16,793,013	町からの受託他 安心生活創造事業 福祉センター他		19,309,865	訪問介護事業 介助員人件費、車 両維持費
事業収入	25,788,592	ホームヘルプサービ スなど介護保険サー ビス給付費他		4,279,441	訪問入浴事業 介助員人件費他
寄付金	80,000	一般寄付 個人3件、団体1件		6,820,082	居宅看護支援事業 介護支援専門員人 件費他
雑収入	99,618	預金利子、その他		169,089	車両管理事業 移送サービス用リ フト車及び、赤い 羽根号維持費
前年度繰越金	3,346,619			6,401,431	福祉センター管理事 業人件費他
				5,437,487	安心生活創造事業、 安心サポート電話、 除排雪事業費
合計	57,196,842		259,500	各種負担金他	
			1,000,000	固定資産取得積立	
合計	57,196,842		合計	52,171,956	

収入合計57,196,842円－支出合計52,171,956円＝次期繰越5,024,886円

実施期間

10月1日～12月31日

同募金にご協力お願いいたします!

総額1,104,449円となりました。ありがとうございました!
度に次のとおり活用されます。

渡島地方共同募金委員会の事務費等として、23,900円

福島町共同募金委員会の事務費として、100,549円
(赤い羽根募金の事務費、活動資材購入等)

⑤ 移送サービス事業 (リフト付車両の維持費)

歩けない方、車イス、寝たきりの方をリフト付車両で送迎する事業。
利用料金については、低料金で実施しています。

※利用料だけだと使用するリフト付車両の維持経費、燃料代が足りない
ので共同募金を活用しております。

⑥ 福祉活動車運行事業

老人クラブ・身体障害者福祉協会・ボランティア団体等の会議、研修
会等の送迎等に利用しています。

※車両の維持経費、燃料代に活用しております。

その他以下の事業で活用する予定です。

⑦ 広報活動事業 (社協会報等発行経費)

⑧ ボランティア育成助成金

⑨ 福島町老人クラブ連合会活動助成金

⑩ 福島町身体障害者福祉協会活動助成金



福島町共同募金委員会事務局

住所/福島町字三岳32-3 福島町社会福祉協議会内

電話/47-2284



令和5年度も、赤い羽根共

令和4年度は皆様のご協力で募金
皆様の善意である募金は令和5年

【道地域助成金】 183,000円

北海道内の福祉関係施設等で福祉車両購入や、施設改修費、町内会や団体への行事用テント等の助成費用として活用されます。

【市町村地域助成金】 797,000円

※福島町社会福祉協議会に助成され、①～⑩の事業に活用されます。

① 敬老会記念品配布事業

例年行われている敬老会で高齢者の方々へ差し上げる記念品の購入費として活用されます。



② 地域たすけあい除雪事業

高齢による身体虚弱や、病気の後遺症などにより身体に障害を持ち、近くに身寄りが居ないなど除雪が困難な方に対し、降雪量の多い時などに実施している。除雪のボランティア保険や活動援助金として活用されます。

③ 児童福祉活動助成事業

少年健全育成を目的とするスポーツ大会等への助成として活用されます。(なわとび大会等)



④ 安心サポート電話事業

この事業に登録されている方の自宅にパソコンのシステムにより、毎週一定の時間に自動的に電話発信し、安否確認や困りごと相談の有無を確認します。その結果、困りごと相談等がある場合は職員が訪問する事業の費用に活用されます。

介護のことなら

社協が行う介護サービス

社会福祉協議会は町の福祉向上のために町民の皆さまの会費負担により運営をされておりますが、行政が行う福祉施策に関する情報提供や様々な相談活動のほか公益的な社会福祉法人として公平公正な立場で介護保険適用の介護サービス等を提供しております。



◎介護サービスを利用したいけど手続きは？

◎どんな介護サービスを、どう利用したらいいの？、その費用は？
など、不明な点やお困りのことがあったとき

社協の居宅介護支援事業

☎47-5080・47-2284

ケアマネージャーがご相談に対応し、各種サービス利用の調整等を行います。

必要に応じて社協の介護サービスをご提供いたします

訪問介護事業

(ホームヘルプサービス)

①身体介護サービス

排泄の介助や身体
清拭着替えやおむつ
交換 等



②生活援助サービス

動作能力が低下した方や認知症の方
などの生活全般のお手伝いを致します。

※資格を持ち、研修を受けたヘルパーが訪問いたします。ご安心ください。

訪問入浴介護事業

(訪問入浴サービス)

何らかの理由により寝たきりになった
方や、動作能力が低下し自宅浴室で入浴
が困難となった方な
どもご本人の居室内
で安全に入浴してい
ただくことが出来ま
す。



※おむね要介護3以上
が対象です。

デイサービスやショートステイ、介護用品のレンタル、地域包括支援センター（町の保健師）との連絡調整等も行います。

健康状態に不安のあるあなた 社協の「安心サポート電話」を利用してみませんか？

登録はとっても簡単、費用はかかりません（但し、電話機によって利用できない場合もあります。）



社協職員

「安心サポート電話」のしくみ

- ①社協が委託している業者から、定期的に音声による安心電話をします。

「安心電話です。何か困ってることはないですか？」

特にない場合は電話の1番を押してください。

何か相談したい場合、又は、体調が悪い場合には9番を押してください。



一人暮らしAさん

- ②電話先の高齢者（登録者）は、状態に応じてご自身の電話機のボタンを押して回答します。

【例】昨日から体がだるくて、ごはんも食べられないものだから
なんかもう電話を取るのもやっとなし、心配だわ

そうだ、9番を押して「相談がある」って回答しよう



社協職員

- ③登録者の回答をコンピューターが整理して表示。

【例】あ、〇〇地区のAさんが相談あるみたいだわ
まずは電話でお話を聞いてみよう

社会福祉協議会です、安心電話でご相談があると回答
されていますが、どのような内容ですか？

体調が悪いのですか？ 病院受診などされてますか？

今からお宅に伺います無理せず横になっていてください。

- ④電話に回答しなかった場合、再度電話をしたり、職員が訪問します。

訪問の結果、救急車の依頼や、病院、親族の方へ連絡する場合があります。

安心サポート電話に関するお問い合わせ、利用の申し込みのご相談は
本会事務局までお願いします。電話 47-2284・47-5080

社協ってどんなところ

社会福祉協議会は一般的に「社協」と呼ばれていますが、社会福祉法に基づき日本全国、各自治体に必ず設置されている住民のための福祉団体で、福島町では、昭和六十二年に北海道知事より社会福祉法人の認可を受けて法人化されました。

住民のための「福祉団体」という性格上、運営は住民からの会費によって賄われることとなっており、自治体も財政的負担を行うこととなっています。

福島町社協では、一般会費一世帯当たり年間五百円頂いております。

介護保険制度が施行され、介護事業の運営を行う現在、「社協」も単なる介護事業者のひとつとして見られがちですが、福島町の地域福祉向上のため、介護事業以外の様々な業務を行っています。

【相談業務】

基本となるのが相談業務です。

「認知症の母が訪問販売で高額な商品を買ってしまったのだけれど……。」

などという詐欺まがいの訪問販売等に関するご相談や、振り込め詐欺に関してのご相談でも結構です。

振り込め詐欺に関しては、これまでも町内の各金融機関窓口からの問い合わせや、連携事例などもあり、未然に防ぐことができたケースもありました。

ほかにも、様々な福祉行政の手続きに関することなど、どこに聞いてよいのかわからないという場合などにも、社協にお電話を頂ければ、プライバシーに配慮しつつ、必要な手続きの情報や担当窓口についてアドバイスすることが可能です。

【ボランティア活動の支援】

過疎化が進み、自治体の財政難が進む今日、地域の問題の解決策を全て自治体だけに求めるのは不可能となっています。

これからは地域住民同士のつながりや相互の助け合いが重要になるため、社会福祉協議会は、住民ボランティアの活動を積極的に支援しております。

今年には町内会を中心として、地域の問題に協働で取り組みたいと考えており、今後、日程等を調整し、地域サロン、懇談会等を随時実施していく予定としています。

皆さんの地域にお邪魔する際には何卒よろしくお願いいたします。

福島町社会福祉協議会は、福島町住民の皆さんのための福祉団体です。是非お気軽にお電話下さい。

新社協役員を選任

6月22日開催の定時評議員会・理事会で次のとおり役員が選任されました。

◎新役員（役員任期2年）

会長	丁子谷雅男
副会長	原田 恵悦
理事	馬躰 一廣
理事	金谷 雅子
理事	極檀 忠男
理事	小林 桂子
理事	出羽 正機
監事	澤田 勝男
監事	斉藤 昌

ご厚志ありがとうございます
ございました

社会福祉協議会が行う高齢者福祉活動に対し、次のとおり、ご寄付をいただきました。
心から感謝申し上げます。

松前・福島地区沿岸協力会様

寄付金 七、八三八円

匿名希望様 寄付金 一万円